

お知らせ

受付けを始めます
交通災害共済

もしもの交通事故に備えて、わずかな掛金で最高100万円の
お見舞金が支給される、愛媛県市町村交通災害共済に加入をしましょう。

加入資格

平成17年4月1日に松前町内に居住し、住民基本台帳に登録又は外国人登録している方、および加入者の被扶養者で町外に居住している方

共済掛金

1人年額

一般 600円

中学生以下 250円

(平成2年4月2日以降に生まれた方)

共済期間

平成17年4月1日から

平成18年3月31日まで

※途中加入する方は、掛金を納入した翌日から平成18年3月31日まで

申込み

加入申込書に掛金を添えて、各組長さんにお渡しください。

なお、総務課でも加入の受けを
けてしています。

※各区長さんを通じて配布しています
平成17年2月1日現在の状況
ですので、ご注意ください。
加入後、4月1日までに異動
(加入組合市町村外に転出・
死亡など)があった場合は、
掛金をお返ししますので、総
務課窓口へお申し出ください。
適用となる交通事故

日本国内で、共済加入者が
歩行中や交通乗用具(航空機・
船舶・汽車・電車・バス・自
動車・原動機付自転車・自転
車など)に乗っているときに、
軌道そのほか道路交通法に規
定する道路などで、交通乗
用具の接触または衝突などに
よる災害を受けた場合に適用
されます。

請求期限

災害を受けた日の翌日から、
2年以内に請求しなければ無
効になります。

問い合わせ

役場総務課庶務係

☎985-4103

食肉による食中毒に
ご注意ください!

生肉(生レバー、ユッケ、
鳥刺しなど)は、腸管出血性
大腸菌O157、サルモネラ、
カンピロバクターなどの食中
毒菌のほか、肝炎ウイルス、
寄生虫に汚染されている場合
があり、大変危険です。

特に、抵抗力の弱い小さな
お子さんやお年寄りなどは、
食中毒にかかるリスクも合併
症を引き起こすこともありま
すので、生肉を食べさせない
ように保護者や大人が気をつ
けましょう!!

〈予防のポイント〉

- ① 菌をつけない。
- * 生肉を触った手や箸、調理
に使用したまな板、包丁な
どは、十分洗浄、消毒をし、
まな板の使い分けを。
- * 生肉をとる箸と、食べる箸
を分けよう。
- ② 菌を増やさない。
- * 肉は、購入後、すぐに冷蔵
庫に保管を。
- ③ 菌を殺す。
- * 肉は十分加熱を。
- * 冷凍食品は特に注意が必要。
(ハンバーグ、餃子、肉団子
などは菌が入ることが

あり、加熱が不十分だと菌
が死なない場合があります。)

芸術療法愛媛セミナー
オリエンテーションのご案内

テーマ「芸術療法とは〜可能
性と展望について〜」

講師	馬場俊一 (黒田病院 副院長)
日時	2月20日(日) 14時~16時
場所	松前町総合福祉セン ター 研修室
定員	25名
参加費	無料

詳しくはお問い合わせくだ
さい。
申込み・問い合わせ
(黒田病院内)
アーツセラピー総合企画
研究所
☎985-1341

若者に多い消費者トラブル

事例 電話で、「エステの無料体験できます」などと言って店舗
に呼び出し、無料体験をさせた後、高額な商品やサービスの
購入の勧誘を行うもの。断りきれず契約することが多く、後
から解約しようとしても、高額なキャンセル料を請求される。
最初に、友人から電話で誘われたりするなど、販売目的を言
わないことが多い。

相談の多い商品・サービス エステティックサービス、脱毛サー
ビス、化粧品、アクセサリなど

予防と対策

- ・「無料」などという甘い言葉にだまされない。
- ・友人からの誘いであっても、不要と思えばきっぱりと断る。
- ・契約後8日以内ならクーリング・オフ(無条件解約)ができる。
- ・継続的サービスについては、8日を過ぎても中途解約ができる。また、効果などについて嘘の勧誘行為があれば、特定商取引法による契約の取消しを主張できる場合があるので、相談窓口にご相談すること。

【消費生活に関する相談窓口】

役場産業課商工水産係 ☎985-4120
松山地方局くらしの窓口 ☎946-3700